

議事日程第4号

平成23年3月7日(月)

第1 議案上程(議案第5号から第54号まで及び報告第1号)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 富山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	小玉一克
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主任	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部幸男
教育長 杉本俊比古

副市長 伊藤正孝
監査委員 湊忠雄

総務企画部長	佐 藤 誠 一	市民福祉部長	戸 部 秀 悅
産業建設部長	鈴 木 剛	企 業 局 長	豊 沢 正
総務課長	武 田 英 昭	財 政 課 長	加 藤 謙 一
税務課長	三 浦 喜 光	市民生活課長	加 藤 透
環境防災課長	齊 藤 豊	子育て支援課長	天 野 綾 子
福祉事務所長	杉 山 武	農林水産課長	伊 藤 敦
観光商工課長	田 原 剛 美	建設課長	渡 辺 敏 秀
下水道課長	三 浦 源 藏	病院事務局長	船 木 道 晴
会計管理者	加 藤 久 夫	学校教育課長	西 村 隆
生涯学習課長	三 浦 進	スポーツ振興課長	伊 藤 岩 男
監査事務局長	加 藤 公 洋	農委事務局長	高 橋 郁 雄
企業局管理課長	船 木 吉 彰	選管事務局長	(総務課長併任)

午前10時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第5号から第54号まで及び報告第1号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第5号から第54号まで及び報告第1号を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。11番米谷勝君の発言を許します。11番

○11番（米谷勝君） おはようございます。

私から1点だけについて、市長の明快なご答弁をお願いしたいと思います。

今回議案に上がっており、議案第18号男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例についてあります。

この条例は、船越字内子地内に建設された単独市営住宅の位置を定めたことで、その内容が船越字内子地内から地番を付して改正されております。

今回予算の方に上がっており、船川地区の単独市営住宅の名称、位置、これらについては、いつ定められるお考えなのか、そこら辺についてお伺いいたしたいと思います。

単独の市営住宅建設事業については、昨年の9月定例会で船越内子団地内土地開発公社の内子団地分譲地に22年度3戸、23年度以降4戸、22年度の応募状況を勘案しながらという建設設計画が示されております。同じ事業を行うなら計画に沿うべきだと思いますが、市長は船越か、船川か、まだはっきりしていないような感じが受けます。そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

市単独市営住宅につきましては、22年度は船越、23年度は船川地区というふう

にして位置づけしております。

一般質問の答弁でもお答えしましたが、船川地区については22年度と同様、市民への意向調査を行った上で実施してまいります。一般質問でお答えしたとおりであります。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番

○11番（米谷勝君） 私聞いたのは、そのほかに、今の建設するのであれば建設の何というんですか、場所とか名称、位置ですね、そういうのをいつ定めるのかというのも伺ってるんですけども、そこら辺についてどうですか。名称、位置を定めないで設置、まずできるものですか。そこの答弁がちょっと抜けておりますので。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） どうもおはようございます。

今、米谷議員さんお尋ねの件でございますけども、この議案第18号については、議員お話のとおり、内子地内を地番を定めさせてもらうということの議案件を提案しておるところです。次のページ、議案第19号男鹿市単独子育て市営住宅条例の制定について、この中に23ページになりますけども、名称として男鹿市単独子育て市営住宅1号棟、位置が男鹿市船川港金川字姫ヶ沢地内ということで、これを提案させていただいているわけで、来年度についてこの定まった地番についてまた一部改正をお願いすることになりますので、その点ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。11番

○11番（米谷勝君） 今の話聞いて全然理解できないんですけどもね。今、副市長話したのは、子育て住宅の方じゃないですか。私聞いてるのは、男鹿市の単独市営住宅のことを探しているんですって。だから、みんながここにね、混乱してるんですよ。

二つの条例があるんですよね。前からつくられてる市の単独市営住宅、それと今回新しくできた子育て市営住宅条例、これ二つがあるんですよ。しかも、これ二つつくるんでしょう。3戸ずつ。その話をしているのに、今のこの子育て住宅の方に金川字姫ヶ沢地内、それで後でできてからちゃんと地番を打つよという、子育てはそれでいいと思うんですけども、今の話してるのは、子育てのほかに船越に22年度でやった市の単独市営住宅も船川の方につくるというわけでしょう。このことで聞いてるんですけども。何かだからみんながね、市の単独事業だもんだから、ただ単独と、それから子育て、市外・市内で区別してるようにすけども、そこに何か混乱しているので私聞いているんですよ。そのことについてもう一度お願いしたいと思います。

あとそれとですね、副市長、金川字姫ヶ沢地内ってありますけども、私はこの建設場所がね、158番の8地内だと思うんですよね。本当に私、前から一般質問のときからもあれなんですけども、その前もですね、原稿をあげたときもですね、かなりの時間あるんですけども、一向に調べたり何にもしないで答弁されているということで、非常に私、ちょっとそれ大丈夫かなということがあるので私聞いてるわけなんですよ。

それでね、まずこの土地というのは158番の8地内というのはね、土地の登記がこれ確定されているものなんですか、本当に。私は現在確定されてないと思ってるんですよ。登記上のね、登記簿と地籍測量図。

それで、私心配してるのは、このような登記も確定されてない土地にですね、公的な施設を建設することは、この後、前になるか後になるかわからないんですけども、いろいろな測量図作成委託とかね、むだづかいが非常に出てくるんですよね。だから、市長がもし、さっきも言ったように船川か船越かって迷ってるようだったら、上下水道、ガス管が布設されてる船越の内子団地に建設すべきでないかと、このように話してるわけですけども。

あとですね、建物の建設を優先して行った事業というのは、今まで財産の確定するまで、やはりかなりの経費がかかるんですよ。そして過去にも、まだ確定されていないものもあるので、単独事業で物事をやるとすれば非常に、余り制限がないので何でもやっていくような形になると、こころ辺についてどのように考えているかお伺いします。

○議長（吉田清孝君） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木剛君 登壇】

○産業建設部長（鈴木剛君） 米谷議員のご質問にお答えいたします。

この市単独市営住宅の建設予定地についてであります、これについては、当該地は船川港金川字姫ヶ沢158番の8及び167番の1、公簿面積は4千557平方メートルで、市の普通財産として管理している土地でありますので、何とかご理解のほどお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 11番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、2番佐藤誠君の発言を許します。2番

○2番（佐藤誠君） おはようございます。

私からは2点についてお伺いしたいと思います。

先ほどの米谷議員ともちょっと関係あるんですが、議案第19号、44号も関係あると思いますが、単独市営住宅のそれこそ先ほどの金川に1棟3戸という予定というところで、今回は議案の質疑なんですけども、計画ともちょっと関係するものですから質問させていただきたいと思います。

ちょっと細かい話で本当に市長さんに申しわけないんですけども、最初、ぱっと聞いたときに疑問がありまして、簡単でいいですので。

1棟を3戸で分けると。1棟の中に3世帯入るということなので、それって普通そういうことしないんじゃないかなと思って、簡単に質問しました。大体偶数なもんですから、普通、民間で建てるときには。それが一番効率のいい予算の使い方だと思いますので、計画自体のその辺のあわせて、細かい話なので、それは委員会でもちょっと質疑をさせていただきたいと思いますけども、市長さんの意向で、ちょっと細かくて申しわけないんですけども、このまま決まってしまうと困るので質問させていただきます。

それからもう一つは、これ44号の中に大まかな一般会計予算の中にある項目ですけども、バスの件です。市単独なので、この場で聞かないと思って質疑させていただきます。

今回、二つの路線が正式に運行されることになったと。先日配られた広報にも、市で運営するバスが増えましたよというような広報がなされてましたけれども、実施運行がされるということです。今までそのテスト等の運行があったということなんで

すけども、結局その試験運行といいますか、その運行から実施になったということは、テストしてオーケーだから実施になったんだろうと思うんですけども、その、例えばどんなめどが立って、どんな乗車人数とかなかなか難しいんでしょうけども、バスをただ走らせるということ、例えば本当に人数がきっと何にも変更ないのであれば、平均2人だったですよね、前は。それが例えば何か工夫して人数が増えてきたのか。それともやっぱり2人のまま、それをよしとして、それがテストでオーケーで実施になるのか。そしたら大きいバスを走らせて、ただガソリン代をかけて走らせていくのは、市長のおっしゃるエコにはならないんじゃないでしょうかと、そう思いまして、どういうふうな見解でそういうふうな実施になったのか、その辺のいきさつをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 市の単独市営住宅の考え方であります、市内向け1棟3戸については、これ前回の市単独市営住宅でも同じであります、コンペ方式で実施してまいります。

今ご指摘のコスト面に関しては、そのコンペの中で競争力のあるものを出していただきたいというふうにして考えております。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からは、市の単独運行バスについてお答えいたします。

昨年度、実証試験を行いました、その結果を踏まえて今回2路線、五里合線等ですが、正式に運行することになったわけでありますが、その実証運行を継承して、確かに乗る人は1桁少ないと状況です。その中でも、その時間帯によって特に少ないところは、今回の実施運行においては省いていると。これは活性化協議会の中で、あるいは地区の方々からご意見を伺いながら、その部分は省かせていただきますよと了解の上でやっているわけですが、ただ、今の例えれば五里合線の方をとれば、肱本第二地区の生徒が第一小学校へバスを利用して通っていると。あともう一つは、地区的

話の中で、本当に高齢者の方で運転免許のない方が買い物に行く、あるいは、みなと市民病院等の病院へ行く際は足が必要でございます。そういう時間帯も考慮して実施運行にしているわけでございます。

ただ、人数が乗らないからやめるというわけには、なかなかこの足の確保、高齢者の足の確保からして厳しいと。実際にこの実施運行いたしましても、当然、歳入、これは成り立ちません。しかしながら、高齢者対策の一環としてもこれは病院等、あるいは買い物に行く高齢者の方々、免許のない方々、こういう方々のためにはある程度市としては実施しなければいけないと。これはバスの協議会の中でも、これは話し合いました。その中で決めて実施運行するということでございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。2番

○2番（佐藤誠君） コンペ方式と、市営住宅、コンペ方式で工夫して業者がやるのを期待しているということなんですけども、それにしてもやっぱり何で3戸になったのかなというのがすごい不思議であります。やっぱり予算かからないのは、どこまでも税金でやるわけですから、コンペ方式にしても私は偶数戸にするべきじゃないかと思いますので、その辺は、もし検討できるのであれば検討してほしいなと思います。

たぶん3戸という考えは、基本的には民間は持たないと思います。それが一番コスト、奇数になるとコストかかると思います。

それからバスの件ですけども、バスの件に関しては、やはりもう少しきめ細やかな配慮がないとだめじゃないかなと思います。何となくやっぱりどこまでも税金、県から来るにしても、予算来るにしても、やっぱりどこまでも一人一人の税金ですので、甘んじてそれをただ使うだけじゃなくて、いろいろ考えていかなくてはならないと思います。逆に嫌ならば、今度、民間でもそういうものをやろうとする人が出てくると思いますので、そういう、また提案も今度なされていくと思いますので、そういうものに対してまた市の方と組んで、協議会とかつくるってやっていくという方法もあると聞いています。ぜひ幅広く、今度、公共交通に関しては進めていっていただきたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 単独バス運行について。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） バスの件でお答えいたします。

お説のとおり、今後、実施運行の中でいろいろな面が出てくると思いますけども、今後、各地区の意見も伺いながら、あるいはどうすればこのバスを利用している方、男鹿市の税金を投入している中で、どういうスタイルが一番いいのか。今後、バスの運行形態、あるいはそのほかの形態も考慮しながら検討委員会等で協議してまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 単独市営住宅の件については、所管で十分議論していただきたいと思います。

訂正。伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） ちょっと訂正させていただきたいわけですけども、先ほど市長が、集合住宅3戸の件でコンペ方式と言っていますけども、同じ姫ヶ沢地区に市外向けの3戸の住宅、これらについてはコンペということで報償費等へ上げてますけども、この、まず集合住宅だわけとして、これらについては今回当初予算にその委託料としてあげさせていただいておりますので、ただそれが可能なかどうか私もちょっと今現時点ではわかりませんけども、そういうような予算計上の仕方をしてますので、この後、また、それがということが、コンペとすれば個々の一つずつのコンペ方式になるわけだけども、集合住宅の場合は委託料の中で設計させていただくということになりますので、その点訂正しておわび申し上げます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。2番

○2番（佐藤誠君） コンペでなくて委託となったら、またちょっとやっぱり一番疑問になりますけども、やっぱり本当に何で3なのかなっていうのはずっと残りますので、これまた委員会の方で聞きたいと思います。

すいません。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 2番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

次に、5番三浦利通君の発言を許します。5番

○5番（三浦利通君） おはようございます。

私からは、町内会の集会所等の指定管理者の関係で、前に指定管理者を結んで今回更新もありますし、さらにまた新規に締結をするというようなこと等もありますけれ

ども、更新の部分については、ある意味では課題等についておさらいをし、新規については今まで対町内会に対する話し合いとか、そういういきさつ、経緯があるようですので、若干こう問題点なんかもお尋ねをいたしたいと思います。

ご案内のように指定管理者については、ずっといろんな、市が従来抱えてきた、運営してきた施設等、どんどんどんどんやられておりますけれども、片方の目的というかメリットは、市においては行財政改革等の中でなるたけスリムな役所にしたいと。国とのああいうふうな財政、膨大な借金を抱えている中で、恐らく近い将来、相当、財政的に国自身が行き詰まってる。その負担というのは末端自治体に来るっていう考え方方が背景にあろうかと思いますけれども、ただ、他の今まで指定管理者を、12月にも体育協会等がありましたけれども、経営をある面では求められる、そういう施設と、今回の町内会等については若干こう意味合いが違うのかなと、異なっているのかなというふうな、過疎が残念ながら進んでいく中で、やっぱり先ほど言ったように市役所っていうか、行政がスリム化する中で、要するに人も減ってくる、財政的にもなかなか予算規模等がしぼんでいった場合、どうしてもやっぱり地域活動、それぞれの地域の中では町内会等がいろんな面で、従来よりも今以上に将来はいろんな活動、地域のコミュニティを形づくっていく、守っていく、そういう役割というのは当然こうさらに求められてくるというのが明白なんでないかなというふうな、そういう気がします。

そういう観点からした場合、今回の更新、新規の指定管理者というのは、どういうふうな意味合い、意義を持つのか。その辺の基本的な認識について、まずお尋ねをしたいと思います。

それから具体的な、先ほど言ったように市自体は、ある意味では明確なメリット、利益を持ってますけれども、相手方町内会等の組織が、じゃあいろんな話し合いの場を設けながら説得、ある意味では説得の場をつくった中で話し合いをしていく。そうすれば、相手方の指定管理者をするメリット、具体的な利益というのは何なのか。例えばそういう話し合いの場で市自体がきちっとした説得力と具体的な提示ができる条件等というのは、何を持って臨んでおられるのか、その点もお尋ねします。

それから、本日こういうふうな経緯の中で、何回か相手方町内会等にそういう話し合いの場を持っておられるかと思いますけれども、それぞれ事細かく答えてもらう必

要がありませんけど、おおむね町内会等の反応というか、意思表示はどういう状況にあるのか、あわせてお願ひします。

それから一部町内会の受けとめ方は、一定の条件を示して、具体的には下水道のつないでおらないと、下水道の整備を条件として提示をなさっているというふうなこと等もあるようですが、そういう条件等の提示に対してはどこまで市が受け入れてやっていくつもりなのか。その辺についてもお聞かせください。

それと、相手方町内会等のやっぱり思っていらっしゃる懸念する部分というのは、そういう施設を持っていった場合、当然やっぱり維持管理、ある意味では古くなってくると将来的な修繕費等の費用がかさんでくる、出てくると。その場合、市がどこまでそういう費用負担をしてくれるのかというふうなことが特に大きな課題にあがっているかと思いますけれども、その辺のこう修繕費等の将来的な市の負担というのは明確に出されているものなのかなどうか。その辺についてもお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 三浦議員の一連の指定管理者の件についてお答えいたします。

一つ目の指定管理者としての認識ということでございますが、私どもとしましては、平成21年度策定の第二次男鹿市行政改革大綱において、この町内会館等が使用している施設、これが起債償還とか補助事業の規制が解かれた、その時点において、順次、町内会の方へ無償譲渡していくという中で進めているところでございます。

その相手のメリット、市の条件ということでございますが、町内会の方からもその施設を請け負った場合に今後発生する修繕費等がどうするのかという、そういう懸念もございます。市としては、そこらの条件はまだ詰めてございませんけれども、今後、男鹿市、旧男鹿市ですね、これとの整合性といいますか、この集会施設のあり方そのものが旧若美町、旧男鹿市が違うものですから、そこら辺の今後の整合性も図りながら、この条件については整備をしていきたいというふうに考えております。

それから町内会の意思表示でございます。確かに若美総合支所の方から確認をさせていただいております。意思表示で受けてもいいというところもございますし、あと、

3月の総会で決めたいというところもございます。あともう一つは、例えば建物が大きすぎて今後その維持補修費がかさんだ場合、それが非常に町内会として負担しきれないというこういうご意見で否定的な意見もございます。こういうところは、今後、市としても詰めていかなければいけない課題でございます。

それから最後に、一定の条件ということでございますが、確かに下水道等の条件は出されてございまして、これは例えば今回、下水道区域に入っているところは市としても下水道に接続したいなという意思はございます。ただ、今回、下水道に新たに受け入れる施設を下水道につないで受け入れてもらった場合、今まで受け入れたところの中で下水道が布設されたと。じゃあそこの部分はどうするのかなという問題は残ってくるのかなというふうに考えております。あと条件提示としては、先ほど申し上げた修繕費の件ですね。大規模修繕の場合はどうなるかと。この問題提起もなされてございます。

今申し上げましたように、この件については今、市の中でも検討中でございまして、今後、町内会とも若美総合支所経由で話し合いながら、譲渡に向けて検討しているところでございます。

ただ、指定管理者として期間を決めて今回定めてますが、途中で受け入れができるということであれば、これは途中でも譲渡が可能と、議会にお諮りしながら譲渡が可能というふうに考えてございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 部長、1点目の対町内会に対してなぜこういう集会施設を、前にやったとこもあるわけだけど、もう一回、更新のとこも同じようになぜ市が指定管理者を結んだ中でやっていくのかという、そういうきちっとしたやっぱり基本的な何という、市の認識というか意義というものはやっぱり相手に、最初にやっぱり話をしながら、確認をしながら物事を進めなければ、具体的な部分になってみんな曖昧になって、ごちゃごちゃっていうことになるんでないかなっていう感じするんだな。その部分、何もさっさと答えてないもんな。もう一回だ、答えてけれ。

それからもう一つ、それぞれ締結期間、1年から5年までっていうのはそれぞれ異なるわけだけれども、その辺についても具体的にどういう背景、理由があるのか。

それと、今、部長の方から経費負担とか、それから旧男鹿、要するに前から議論になつてます市政協力員と、旧若美が現在、町内会に対する振興交付金という形の中で町内会の運営等に対する助成をしていると。それは合併時点でも意思確認がなされて今日までなされているんですが、そろそろ、というよりも前にもこういう場で議論した際には、23年、24年、2ヵ年の中できちっと一本化をすると、整理をするという考え方が出されておりましたが、それはそれでそういうことでしょうが、むしろ本来ならば、こういう町内会の施設等を、指定管理者も含めてどんどんどんどん具体的なものが動いている場において、早い時期にそういう整理をしながらこうなんだというようなことでなければ、説得力もないし、また、ちぐはぐした議論というのはちょっとちゅうなされていくって。もしかすれば、この後、出されることについても説得力も持たないし、変わっていく可能性が大なんてないかなっていう気がしますけども、今、作業をそろそろスタートするのかどうかわかりませんけども、少なくともよ、皆さんのレベルではどういう基本認識を持ってるのか。私からすれば、さっきあったように過疎がどんどん進んでいく中ではやっぱり町内会がきちっと、この後も、多少人口減等があっても頑張ってくれる人方をいかに支援していくのかっていう、その部分において市のやっぱり基本的な認識っていうか取り組みがなければ、ますます精神的にも過疎が進んでいってしまうんでないかなっていう気がするんだけど、こういう部分はむしろ市長から答えてもらう部分だかと思う、それはそれとしても、そういうものがあつてしかるべきでないかなという気がします。

それで修繕費等の関係も、従来から助成金があったわけですけれども、この後、だいぶ古くなつてどうしてもやっぱり修繕しなければ、新たに建てなければ、改修しなければいけないという部分は、さっき言ったような考え方からすれば、ああいう上限の金額何ぼだっけ、200万だっけか、取っ払ってもしかるべき、そういう具体的な金額等については白紙にした中で、将来に合わせた町内会というか、町内会的な組織に対するあり方っていうものを対応していくべきなんでないかなという気がするんだけども、その辺の考え方についてもお聞かせください。

あと、具体的な、さっきあったように下水道の整備とか、それからまた振興交付金残すのかどうかわかりませんけれども、仮にそういうふうな助成措置をとっていく場合についても、旧若美の中で町内会が22ありますけれども、町内会費年間1万円の

ところもあります。それから2千円ぐらい。最低の町内会については2千円程度ですかね。高いところというのは、何のことではない、十数軒とかそういう小さな町内会。なぜかといえば、何のことではない、やることは大きくて小さくても同じ。どうしても戸数が少なかつたりすれば、そういう負担等が出てくる。そういった面では、先ほどあったように、やっぱりこれからは一定の、5倍もそういう負担が異なるということではやっぱり具合が悪いし、最低でも例えば5千円を上限とする、それ以上の町内会活動にかかる部分については市がカバーをしていくとかっていうふうな、そういう思いやり的な灰色的なやっぱり支援というものは必要になってくるんでないかなという気がしますけれども、そういった部分もこの後よ、市政協力員、町内会の振興交付金等の見直しの中でやっぱりきっちり引っぱり出して研究をしてもらわればありがたいなと思っていますけども、その辺の考え方、実情について、部長あたりどういう取り方してるもんだか、ざっくばらんにお聞かせください。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 1点目の町内会に対して、なぜ市が指定管理者としてやるのかということでございます。

例えば合併後、旧男鹿市にしてみれば、町内会館、施設ですね、これは町内会の所有ということもございます。ただ、旧若美につきましては、いろいろな制度を利用して建設をして、それを引き受けて維持補修費がかかった場合はどうなのかと。これは一番の懸念でございます。ただ、今、旧男鹿市、旧若美と、こういう話でございませんが、男鹿市としてここら辺の維持管理については統一的な方向でいかないと、これはなかなか難しいところがございます。ただ、指定管理者としてやるのは、先ほど申し上げましたように行政改革に基づいた一環として進めていきたいということでございます。

あと、相手のメリット、市の条件はということでございますが、申しわけありません。指定管理者の1年から5年の違いでございますね。

これは、先ほども申し上げましたけども起債償還、あるいは補助事業の規制、これがまだ残っている場合は、3年、4年、5年ということでございます。22年度にこ

の起債償還とか補助事業がなくなったところが6施設ございますが、これについては今現在、この施設については協議を進めておりますけども、23年度の譲渡契約には至らなかつたものですから、この1年間を指定管理をしていただくということにしたところでございます。

あと、2年、3年は、先ほど申し上げましたように、まだ補助事業、起債償還等が残っておるところは2年、3年、あるいはもっと残っているところは5年という形にしてございます。

それから市政協力員と交付金の一本化でございますが、これにつきましては、旧若美町、これは交付金で対応してございます。いろいろコミュニティ活動への助成とか、非常にこの交付金制度は私もいい制度だなと思っております。ただ、旧男鹿市につきましては、市政協力員制度、これは今現在153名おりますが、この方々がおります。ただ、この両制度交付金については相反するところがございますので、これについては今、若美地区だけでなくて、この交付金制度を一回なくして新たな制度を設置しようということで、男鹿地区、これも対象にしてやると、全市一帯でやるということで、旧若美町の三役の方にはお話をしてもある程度了解いただいておりますが、今後、23年度において若美地区の町内会の方々と話し合いながら、あともう一つは男鹿市の町内会ですね、こちらの方とも話し合いながら、よりよい交付金制度、過去に地域コミュニティの形成と、それから自主防災組織、こういうものが最終的には核になるわけでございますけども、こういう話の中で、ことし1年かけてですね、24年度からスタートするためにこれを進めていきたいなというふうに考えております。

あと、修繕費用の考え方でございます。

今、これについて譲渡を受けた場合、無償譲渡ですね、これを仮に市から町内会が受けたとすれば、これは建物を持ってる方が当然修繕することになるわけです。これは旧男鹿市の施設も同様でございますが。そこら辺で、若美の町内会から多大な修繕費用については非常に厳しいと、もうちょっと考えてくれないかということが提案されてございます。この件について、まだ市として結論は出ておりません。

それからもう1点、町内会費の件ですね。これは、確かに町内会費はそれぞれの財産とか収入によって、それぞれ安いところ、高いところもあるうかと思います。議員のおっしゃるその地域コミュニティについては、これは今後、市として力を入れてい

かなければいけない分野でございますので、この新たな交付金制度、これには十分これらのコミュニティ活動も盛り込んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君）　さらに質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君）　部長のご答弁、全くもってそのとおりだと思います。

ただ一つだけ気になるのは、最初に答えた行政改革の一環で集会施設も指定管理者。俺から言わせれば、その部分は舌足らずでないかなと。ほかの方、いろんな施設については先ほどあったように、それはそれでまずやむを得ないというか、まず時代状況からすれば妥当な選択かもしれませんけども、後段にあなたが今言ったように、地域コミュニティがどんどんどんどんやっぱり求められてくる。その役割が大きくなってくる。それから防災を、自主防災ですか、そういうたった役割も大きい。そうだとすれば、一層よ、町内会等の末端の自治組織というのが、先ほど言ったようにくどいかもしれませんけども、市がやっぱりカバーをしていく。これが当然のよ、妥当な考え方でないかなと思います。

市長、お尋ねしますが、行政改革というのは私から言わせれば、ややもすればどこもよ、どういう場でも何を整理していくのか、何を切っていくのかということですが、そうではない。その前に何を行政がやらなければいけないのか、何を残していく。そのため片方はやっぱりそれなりにスリム化をしていく、せざるを得ない。そういう考え方方が基本でなければいけないんではないかなという感じがしますけども、その考え方方が、市長自身どういうふうなとらえ方して、私の言ってることと反論めいたものがあろうと思いますけれども、そうだとすれば、そういう考え方をよ、今の集会施設等のこういう指定管理者、町内会のこの後あるべき姿に置きかえて、どういうふうな考え方の整理、説得力持っておるのか。この機会にお聞かせください。

○議長（吉田清孝君）　渡部市長

【市長　渡部幸男君　登壇】

○市長（渡部幸男君）　地域づくりの基本は、住民の地域への参加だと思っております。その意味で、先ほど議員からもご指摘ありました自主防災組織的なものは、これはどうしても必要になってくるわけです。その基本が私はコミュニティだと思っております。それに対して行政がどこまでやるかということについては、それは全体の中での

バランスの問題で考えてまいりますけれども、ご指摘どおり、それは地域の住民の方の動く場、参加する場というのは、これは絶対行政として残すべき。自主的な組織として残すことを市が後押しすると、こういう流れだと思っております。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

○5番（三浦利通君） 以上終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、10番安田健次郎君の発言を許します。10番

○10番（安田健次郎君） 通告の関係で前任者が指定管理者制度を質問するというのがわからなかつたんで、私も指定管理者のことについて通告しておりましたので、だぶるところもあると思うんですけども質問させていただきます。

基本的には今の議論で明らかになったように、私も同調する部分が多くあるわけです。いわゆる合併当時の問題に振り返るわけですけれども、大きくなればなるほど地方自治がおざなりになるというのが、ひとつの合併反対の理由のひとつでした。それは今予測されて今議論されておりますが、過疎が進む、こうした経済の動向が悪くなればなるほど、地方が疲弊していきます。現実にそうです。その場合、何が出てくる。いわゆる福祉の対応、そして今言ったような防犯の問題。

いろんな、例えばごみの問題を挙げますと、いい例で挙げますと旧若美の場合、この町内会の形が進んでいた例として表彰されたことあるわけですけども、いわゆるごみでも年2回の粗大ごみの収集でも、婦人会が集まって手立てをしてそこへ集める、たった年2回でおさまってるんですよね。確かに持つていけない方々についても婦人会がその方に手助けしたりして、そんなコミュニティがあって成り立ってきたんです。

それから福祉ネットワークということもやりました。いわゆるお年寄りの方々が動けないでいるのをだれが見つけていくかと。年2回の町内会のとこもある、1回のところもあるわけですけども、消防団と一緒に煙突が危なくなるか、そしてまた町内会の役員方は体が大丈夫ですかというふうに回る。そして6人、7人体制で、一人所帯はこの中に何人、だれそれがいますということを町内会に配っていく。そして監視する。監視するというか、見守っていた例があるんです。そういう点ではこれからもっとね、そういう分野が進むんです。いわゆる買物バスを派遣しなきゃならなくなったりね、そんな事業も出てくると思うんです。それが今度、市の負担になってくるわけです。そういう点ではね、今のやっぱり住民自治という言葉があると思うんで

ですが、私は非常に好きな言葉で、いわゆるこれを大事にしないとコソボとかシリアみたいになっちゃうわけだけども、そういうこの住民自治の重んじる考え方というのはね、これからの大規模合併してくる段階では非常に大事な考え方になるんじゃないかなというふうに私は思うんです。そして当然、住民の要求がそこに集中してくると思います。いわば取り残された、格差社会の中で落ちこぼれになっちゃうとか、そういうふうになると、そういう要望がぐっぐっぐと出てくると思うんですね、これから。それらに対する対応というのはどうしてやるかっていうと、例えば草刈りの問題、福祉の問題でも、ごみの問題でもね、やっぱりその地域の住民自治を守る、最小自治単位ですけども、ここを拡充して発展させておかないと、仕事の量も行政もなかなか大変になるんじゃないかなというふうに私は日ごろから思っています。

それ前段別として、いずれそういうことでね、この指定管理者制度の問題で、今回20号から35号という相当な部分が議論されるわけですけども、私は前段抜きにして一つはね、敷地の問題、ちょっと取り上げます。というのは、修繕の問題とかね、とらえ方のことは前任者の三浦議員が質問したんで変えますけれども、敷地の固定資産税。これは町内会で持ってる敷地と町内会で持っていない敷地もありますね。この資産税の扱いとか、このとらえ方はどうしているのかという、いわばこの議論してね、規則の問題なんで、この場所でね、議論するのはどうかは別としても、今、常任委員会システムになってるんで私聞けないで聞くんですけども、いわゆるその敷地の固定資産税とかね、そういう管理等について、どこまでこう分ける、分けるっていうか責任を取り合うのかっていうのは、今の質問を聞きますとね、三浦さんへの答えでは、今後の費用負担はまだ詰めてないとか、維持管理についてもまだ決まってないという、修繕費も検討中というふうなような考え方なんですね、ちょっと気になったんですけども、それではちょっとまずいと思うんですね。やっぱりきちっとこうそういう敷地を、どっちが、町内会で持てる敷地についてはどうするかと、町内会で持っていない敷地はどうするかとね。そういう点も詰めておかないと、やっぱりちょっとこれからまずくなるんじゃないかなと。そういうことをきちっと想定した上で交渉していくかないと、町内会が納得しないのは当たり前なんです。うちの町内会のこともありますのでね、これから交渉に入ると思うんだけども。

それからもう一つは、例えばこの管理の問題でね、公園を要望すると。ところが、

その公園の場合、子供が遊ぶわけですから、よく昔、器具が腐食して事故があったと。そんなことがあったわけですけども、それに騒がれたニュースが結構あるわけですね。そういう場合どうするのかなっていう不安があって、公園はやめた方がよくないかと。どうせ子供も少なくなるからという話で、あるところでは公園をね、できることだったら事業に盛り込まれる事業までやめた経緯があるんです。そういうところに対してね、せっかくの今これから子育て支援が重大なときに、そういう要望まで町内会がやめざるを得なくなるような仕組みではまずいんじゃないかと。私はやっぱりそういう点についてもね、この間の教育長の方針も、一人一人を大事にする教育と言ってるんですよね。いわゆるだれか一人登校拒否がいた。だれか先生とトラブルあった。それでもその子を大事にしなきゃならないというのが教育方針なんですけども、町内、住民自治の立場からいくとね、そういう点ではやっぱり一人の子供に対して責任を負わなきゃならなくなってしまう。その場合、町内会では負担が重すぎることがあると思うんです。その場合、当局としてはどうするのかということも定めておかなきゃならないんじゃないかなという問題が一つです。

もう一つは、修理の問題。これ、これから詰めるようですが、これもネックになっています。やっぱり町内会からして見れば不安なんですね。多少の屋根のペンキ塗りとかね、これまあ無料奉仕で宮沢の場合やってるわけですけども、大体どこの集落でも電気屋さんがいたりね、ペンキ屋さんがいたりして、そこへ委託して安くやってるっていう、そんな管理方式をやってるわけだけども、ちょっとやっぱり高くなってきて大きく、例えば大変なことが、大変だっていうか、町内会の負担っていうのは、町内会費は高くて5千円、安いところで2千円ですよね。旧若美の場合。それでは、市の補助もあるわけだけども……1万円のところもある。ごめんなさい。失礼、調査不足です。1万円のところもあるそうですけど、いずれそんな大きな額でないです。特に小さな町内会だと、1万円にしたってね、6万円か7万円より入らない町内会もあるわけでね。その場合の管理のことも定めて、修理のことも定めておかないと、ちょっとこれから指定管理やる場合もね、ちょっとまずいんじゃないかと思うんで指摘させていただきたいと思います。

あともう一つ、この自己責任の問題ね。これについてきちんと納得した上で取り組みしておかないと後々トラブルの種になりますので、この点についてはどうお考えな

のかお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） まず1点目の固定資産税の件でございますが、これは原則、町内会所有の土地については免除してございます。かかっておりません。

それから管理の場合の自己責任でございますが、これは当然、指定管理者においては管理運営を委託してございますから、ケース・バイ・ケースによると思いますが、管理運営の面であれば受けた方がなろうかと思いますが、そこは状況によって協議することになろうかと思います。

あと修繕の場合ですね、これも先ほども答弁いたしましたが、小規模修繕の場合は市の補修、50万円までの補修できる事業等ございます。これらの活用も考えられるわけでございますが、ただ大規模修繕の場合、この場合どうなるかと。旧男鹿市の施設等については、これは町内会で持っているところが持っております。これらの整合性も図っていかなければならない。ただ、大規模修繕で何百万円もかかる部分があるので、今後発生した場合、そういうのが懸念されるから、受け入れることがなかなか難しいというところもございますから、こういうものは市として、男鹿市全体としてどうするのか。地域コミュニティは当然大事でありますので、そこら辺は今後検討課題かなと思っております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。10番

○10番（安田健次郎君） 固定資産税の問題、取ってないというのはわかってます。

というのはね、前には町内会の場合は取られてた経緯があるわけだけども、それがすべて全部、町内会所有で、市の所有にあるのは当然なんですけども、それはわかりました。

自己責任のこの取り方なんんですけども、自己責任というか責任の、事故の場合の責任の取り方なんだけど、これ確かに状況によってはそれはそうですよ。故意にやったとか、故意じゃなかったとか、過失だとか、いろいろその条件があるんですけどもね。いずれにしても、そういうところについて町内会が納得するまでの市の対応を示さな

いと、ちょっと気にかかりますっていうことなんですね。そこら辺は、こういう場合のおおよそっていうかね、こういう場合は、例挙げてもいいんだけども、こういう場合はいいとか、こういう場合はどこだとかっていうのを具体的なものを含めて話し合わないと、町内会はなかなかこうこれからね、それぞれ忙しい立場の方々がボランティア的にやってる役員が多いんでね、そこら辺はきっとしておかないとまずいんじゃないかっていうことでね、もうちょっと詰めてこれから交渉に当たるのかどうかお聞かせ願いたいというふうに思います。

もう一つは、修理費の問題もね、旧男鹿市の場合は自分で修理してるんじゃないかなと思うんだけども、こうして公の施設を管理してる場合は、当然、普通で考えれば所有者が管理というのが地主と仮に借地人の違いがはっきりしてるんだけどもね、それでもやっぱりダメなのかな。

それからついでに、ついでっていえば失礼なんだけども、電気料なんかもね、やっぱりこう明るくする意味でこんなところに電気が欲しいんだって言ってもお金がかかるっていうきらいがありますよね。きょねん議論されておったようすけども。そういうところも含めてね、基本的に私はいわゆる市長が言う思いやりをどう進めていくか。そしてまた、この町内会のこのあり方がね、これから市政に対する大きな考え方をせざるを得ない課題になってくると思いますので、その点についてもし市長ができたら、先ほどちょっとね、答えておったようすけども、いわゆる最小自治体としての住民組織の町内会、これをどう育成していくのか、できれば所感があったらお聞かせ願えれば、ありがたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 先ほども申し上げましたが、基本は住民のみずからの参加であります。それを行政が後押しするということで、さっき議員おっしゃった住民自治ですか、この言葉の中身そのものでありますて、育成とかというんじゃないくて、住民みずからということの流れをぜひつくってまいりたいというふうに思っております。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からは、自己責任の場合からご答弁いたします。

先ほども申し上げましたが、指定管理者の場合は、先ほど言いました管理運営を委託すると。その部分で責任があれば、当然その受けた方が責任が問われるわけです。これは譲渡の場合とはまた違います。指定管理者でございますので、管理運営の中でおろそかであったということであれば、受けた方が責任を問われると。

それからもう一つは、施設の管理でございますが、指定管理の場合は、この施設は市の施設でございます。したがって、原則そのほとんど細かなもの以外について、大規模修繕等については当然その市の施設でございますから、当然、市で修繕等することになります。ただ、その先ほど申し上げたのは、指定管理でなくて譲渡された場合ですね、これは当然その所有者がやることになるわけでございますが、その中で無償譲渡を受けても多大な修繕費等が発生することになれば、なかなか受けることが厳しいという意見がございますので、そこら辺は市としてのあり方といいますか、その若美だけじゃなくて旧男鹿市もございます。そういうところはもうちょっと詰めていかなければならないのかなということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君）　さらに再質疑ありませんか。10番

○10番（安田健次郎君）　市長ね、最後のご答弁をお願いしたわけだけども、後押しっていう言葉、これ何回か使ってるんだけどもね、そのとおりなんです。哲学的なご答弁だと思うんだけども、後押しって、住民の動き方を待ってるような、例えば商売でも雇用でも後押しをするっていうことでいつも使うんだけども、普通、物事っていうのはどうやって展開して発展していくかっていうことで、黙ってて来ることないです。何かの働きかけが、何かのアクションが、何かの衝突が、何かがないと、そのことは発展したりしていかないと思うんですよ。黙って待っててね、特定のところがみずから草刈りやる。みずから除雪の入り口をあらってくれる。みずから福祉のご家庭を訪問してくれる。みずから防犯体制でみずから飛び込んでいく。黙っていたらなかなかできないと思うんです。やっぱり働きかけか何かがないと私は進まないっていうところがあるんで、私はいつも質問の中で、行政にはそういう手助けをすべきじゃないか。そして動き出したらバックアップしていくと。それが市政の仕事のあり方じゃないかと思うんだけども、市長、どうしてもあれですか、待ってるっていう言葉よく使うんだけども、あくまでも観光も雇用も町内会もみずから動き出してきたか

らこそね、大いにバックアップしている、今まで以上に援助してあげるっていう姿勢なんでしょうか。その考え方に対してね、もうちょっとこうみずから、例えば私、産業振興の場合、市庁内で農協がなかなかやれなかつたら、市の中にね、農林水産課の中に独自の施策展開するチームをつくってもいいんじゃないとかね、福祉の専門家を置いていいんじゃないかっていう質問させていただいてるんだけども、そういう考え方は取れないんでしょうか。ちょっともう一回、市長、考え方方が違いますんで。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 私が申し上げておりますのは、何も町内会のコミュニティに関してだけではありません。あらゆることが、例えば産業政策のことをおっしゃいましたが、これこそリスクを伴う話であります。それを伴うのをやるのは行政がやるというわけではありません。民間がいかにリスクを取るかであります。ただ、行政がやるのは、それを民間やると、ある意味では一緒の部分はありますし、それ待ってるという意識はありません。例えば観光でありますと、今回の分でありますと、スポーツ合宿ということで人を呼び寄せる。呼び寄せた流れをいかに経済効果を出すか。これが後押しであります。経済効果を出すのは、あくまでも民間。この考え方は、いわゆる福祉関係の自治でも私は同じだと思ってます。いかに住民たちがみずから動くか。それを待つていうつもりはありません。流れをつくっていくというふうにさっきから申し上げているわけで、待つ行政は、これは、というよりも、むしろ一緒になってやっていくと、こういう意味であります。

○議長（吉田清孝君） 10番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

○10番（安田健次郎君） ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。15番小松穂積君の発言を許します。

○15番（小松穂積君） 私からは、1点について質問させていただきます。

議案第15号の件でございます。この条例は、さきの1月の臨時会で制定されたものでありますて、ご承知のとおり自殺が多いとか、そういうようなことで、これらに対する住民生活に光をそそぐ基金を積み立てるという意味で、この基金をつくったわけでありますけれども、もうこれ2年間の时限立法でありますて、この23年、ある

いは24年度にこの当初の目的を果たすようにするためのお金というふうに私は理解しております。

今般、増額20万円ということではありますけれども、先立ってできた条例、あるいはそれを基金に積み立てる予算を今次20万円上げるというとらえ方もできるわけでありますけれども、条例を先立ってつくったやつをどういう意味で改正せねばならないのか。たまたま20万円積むということでのお話かもしれませんけれども、条例というのはそう簡単に、事情によっては変えることは当然必要なわけでありますけれども、目的資金なりそういうので大した変化がない部分、これで今次こういう条例が改正されるということは、何か私としては条例の重み、規則の考え方というところから見ると、実は不用であったのではないかというのが私の見解です。いずれこの20万円、どちらの予算にしても何もこの事業を推進していく上ではそんなに大きな、私は金額ではない。であるならば、この20万円を、この基金を増設することによって、どういう効果とどういう目的があるのかをお尋ねしておかなければいけない。こういうことで質問させていただきました。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からは、住民生活に光をそそぐ基金条例の一部改正についてお答えいたします。

1月28日、臨時会においてご説明いたしました。この際は760万円を23年、24年度の例えれば自殺予防とか読書活動支援とかに使わせていただくということで、ご可決を賜っております。その後ですね、県の方から2月に入りましてから追加交付という名前で来てございます。その内容は、第二次の交付限度額を追加するので、その対応をお願いすると。内容としては、私どもの方としては学校図書に17万9千円、図書館に12万円、基金に20万円という内容でございます。あわせて49万9千円の追加交付が来てございまして、基金には20万円と。

先ほど申し上げましたその20万円を上乗せすることによって効果、これはそう多く考えられないんですが、ただ23年、24年に実施する自殺予防対策、あるいは読書活動支援等の基金に、事業にこれを上乗せして実施すると。これは国・県からの通知によって、1月28日に議決をしていただきましたが、その後来たことによります

追加による改正でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（小松穂積君） そのとおりなのかもしれませんけれども、さきのこの交付金の事業の使い方でも、基金にも積んだし、あるいは小中学校の図書整備、あるいは図書館の方のそれにも予算をつけました。私はね、あわせてきたということで、同じような形で3項目にそのお金を振り分けたということは、事務方としてはそうなのかもしれません。私はね、むしろ言葉悪いんですけども、この20万円は最初から学校教育課と図書館の方へ、今来ましたけれどもさらに増額して予算づけをしておいた方がよかったのではないかという趣旨で話してます。つまり条例の改正まで必要ないという考え方なんです。実はですね、これ5千万円も3千万円も余計積むという話だばいいんだけども、1月に760万円積んでるんですよね。あと、これでこの部分の2年間というのは、ここでやれる部分についてはやるんだという私どもは考え持っていたので、これ20万円増やしたから別に、ただ予算を割り振りただけという話にしか聞こえないんですよね。ですから私はそういう意味でね、お金の使い方ですからいろいろ吟味してやらなければいけない。あるいは制度上のお金ですから、それをという事務方もわからないわけではないんですけども、事、条例まで及ぶ必要はなかったでしょうという考え方なんです。こういうものについてね。これ例えば5千円、2万円来たからこちらから3千円、こちらに6千円、こちらに1万円やらねばいけねえということで条例改正しますか、普通。しませんよね。これはこちらの事業にちょっとつけ加えておけばいいんでないかと。これ別に、だからこちらに20万円余計積んだからっていって自殺が足りなくなるわけでもないし、たまたま事務的手法でやったでしょうということだけ確認しておきます。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） お答えします。

この根拠でございますが、国に提出した事業実施計画から当初の配分額を差し引いた額、一般財源で相当する額をもとに積算されておりまして、この、先ほど申し上げました図書17万9千円、図書館図書12万円、住民生活に光をそそぐ基金20万円、これが分配されてきているわけです。したがいまして、この20万円については、2

3年度と24年度の事業に活用しなさいということで、今回、少額ではございますが20万円を上乗せするということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君）　さらに質疑ありませんか。15番

○15番（小松穂積君）　要は、こういうことなんですよね。地域活性化交付金というのは、国の方からも各自治体の方にこういう事業があるので計画を出せということで、こうこうで計画を出して、それに基づいて交付金が先回1千878万1千円ですか、これが来ていたので、その計画に基づいてそれぞれに振り分けしたと。これ、追加措置があったので同じような計画があったので、それに基づいて追加金が来たので同じような措置をしたということなんですね。確認です。

○議長（吉田清孝君）　佐藤総務企画部長

【総務企画部長　佐藤誠一君　登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君）　お答えいたします。

内容としては、そのように考えております。

以上です。

○議長（吉田清孝君）　15番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第13号から第43号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2　予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝君）　日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第5号から第12号まで及び第44号から第54号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第5号から第12号まで及び第44号から第54号までは、予算特別委員会へ付託することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日 8 日から 16 日までは、議事の都合により休会いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日 8 日から 16 日までは、
議事の都合により休会とし、3月 17 日午後 2 時より本会議を再開し、各委員長の報
告を求めるることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまです。

午前 11 時 21 分 散 会

議案付託表

総務委員会

- 議案第13号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 男鹿市物品調達基金条例を廃止する条例について
- 議案第15号 男鹿市住民生活に光をそそぐ基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 若美南部地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第21号 福川地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第22号 わかみふれあい創明館及びわかみふれあい創明館横長根分館の指定管理者の指定について
- 議案第23号 鴻端地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 釜谷地地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 福米沢地区センターの指定管理者の指定について
- 議案第26号 柳原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 石田川原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 福野地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 道村地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第30号 宮沢地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第31号 若美歴史学習交流館の指定管理者の指定について
- 議案第32号 若美文化振興館の指定管理者の指定について
- 議案第33号 若美文化交流館の指定管理者の指定について
- 議案第34号 若美中山間地域活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第35号 野石地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第36号 男鹿市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第37号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

教育厚生委員会

議案第38号 公有財産の無償譲渡について

産業建設委員会

議案第16号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第17号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第18号 男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第19号 男鹿市単独子育て市営住宅条例の制定について
議案第39号 男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについて
議案第40号 男鹿市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
議案第41号 男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについて
議案第42号 市道の廃止について
議案第43号 市道の認定について

予算特別委員会

議案第 5号 平成22年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
議案第 6号 平成22年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）について
議案第 7号 平成22年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 8号 平成22年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 9号 平成22年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第10号 平成22年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
議案第11号 平成22年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第12号 平成22年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第4号）について
議案第44号 平成23年度男鹿市一般会計予算について
議案第45号 平成23年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について

- 議案第 46 号 平成 23 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 47 号 平成 23 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 48 号 平成 23 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 49 号 平成 23 年度男鹿市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 50 号 平成 23 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 51 号 平成 23 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 52 号 平成 23 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 53 号 平成 23 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 54 号 平成 23 年度男鹿市ガス事業会計予算について